

団体交渉申入書

2021年6月24日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会
委員長 長谷川 清輝
同 茨城県本部委員長 工藤 貴史



下記の通り団体交渉を申入れます。

記

- 一. 日時 2021年7月16日(金)までのいずれかの日を希望します。複数の日時を指定してください。時間は何時からでも結構ですが、2時間ほどは見ていただきたいと思えます。
- 一. 場所 貴学会議室を希望します。
- 一. 議題
 - 1) 労働協約事項の提案
 - 2) 「要求書」の要求事項について
 - 3) その他

団体交渉申入れの回答は当組合にファックスで送信されるようお願いいたします。問合せなどは電話でも結構ですので、よろしく申し上げます。

連絡先

ファックス 03-6908-9194
電話(担当) 工藤(080-1008-9219)

本部事務所の電話は03-3371-0589ですが、事情が分からない者が出る可能性があり、お電話の際は上記担当者をお願いします。

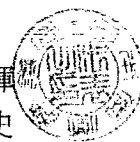
以上

要求書

2021年6月24日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会
委員長 長谷川 清輝
同 茨城県本部委員長 工藤 貴史



竹谷悦子教授及び吉原ゆかり准教授の日本労働評議会（以下、「当組合」と言います。）への加入に伴って協議すべき項目につき、下記の通り申入れます。

記

当組合は、組合員である竹谷悦子教授（以下、「竹谷組合員」と言います。）及び吉原ゆかり准教授（以下、「吉原組合員」と言います。）の表現の自由、及び労働者としての地位・権利を守るという立場から、貴学に対し以下の要求をします。

1. 「筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」について

当組合は、「筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言います。）が、学長や大学当局に対する批判的言論を封殺し、反対勢力を抑圧する目的で策定されたものではないかとの疑いを持っております。私たちは、理由もなくいたずらに疑念を募らせているのではなく、昨年松本宏教授の一件から、そう危惧せざるを得ないのです。

松本教授は、昨年（2020年）の学長選考において現職の永田学長の対立候補でした。ここで言う「一件」とは、松本教授のウェブサイト上での発言が、第188回教育研究評議会（同年9月17日）において取り沙汰され、「一部の候補者により、今回の意見聴取に向けて、学外サイトを利用した学内外へ情報発信が行われていた」として「学長選考会議に（略）報告す」る決定がなされた（同議事録の〔審議〕1）ことを端緒とする件を指します。この件は、同年10月15日に「検証委員会」が設置され、翌2021年2月18日の第193回教育研究評議会において「今後、当該候補者に検証結

果報告書を手交するとともに、筑波大学ソーシャルメディアガイドライン上、問題があったことについて伝達するとの発言があった。」（同議事録の〔報告〕1）との経緯をたどっていますが、さらにこれにとどまらず、松本氏の名誉教授選考に当たってまでこの点が持ち出されていた（第196回教育研究評議会議事録〔報告〕9）ことも分かっています。

この経緯は、再選を狙う現職に対する反対候補の批判的言論を封殺しつつ、この例をもって批判的言論を萎縮させ現学長・大学当局への抵抗をくじこうとする現学長・大学当局の意思が介在したこと、そのための道具として「ガイドライン」（学長選考の行われる直前の2020年3月26日の学長決定により策定されています）が用いられたことを疑わせるものです。そしてもし仮にこの疑いが当たっているとしたら、このことは、日本国憲法第21条第1項により保障された表現の自由の正当な行使に対する大学当局による重大な侵害であり、極めて由々しき事態であって、絶対にあってはならないことであると当組合は考えます。

この間、竹谷・吉原両組合員が共同代表を務める「筑波大学の学長選考を考える会」（あるいは竹谷・吉原両組合員個人）は、マスメディアやインターネット上で、現学長永田氏や大学当局の行状に異議を唱える発言を広く一般に対し行ってきており、また今後行うことが予定されています。そして当組合としては、上記の経緯に鑑みて、竹谷・吉原両組合員に対し、万が一にも何らかの弾圧的な圧力や処分、ないし人事上の不利益取扱いが発生するのではないかと危惧せざるを得ません。そこで当組合として、以下の点について回答するよう、貴学に要求します。

- (1) 「筑波大学の学長選考を考える会」のウェブサイト上の言論をもって、竹谷・吉原両組合員が貴学より「ガイドライン上、問題がある」とされることがないことの確認を求めます。
- (2) 関連して、以下の質問等に回答することを求めます。上記に述べたように、松本教授の一件は、貴学におけるガイドラインの運用に重大な疑念を生じさせる要因となっています。したがって、松本教授の一件は、当組合組合員が、何らかの圧力や処分、人事上の不利益取扱いをおそれて萎縮することなく表現の自由を行使できる労使関係の実現と密接に関わります。よって以下の点はいわゆる義務的団交事項に該当しますので、そのことを前提としてお答えください。
 - ア 上記松本教授の一件について、具体的に経緯を説明してください。
 - イ この件において、松本教授の具体的にどのような発言等がガイドラインのどの条項に抵触したのでしょうか。
 - ウ 松本教授の一件について、憲法21条1項の表現の自由との関係が問題になりますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

エ 特にガイドライン6（不適切な利用に対する措置等）（1）「ソーシャルメディアの不適切な利用」「本学の名誉若しくは信用を傷つけた場合」等の文言は、憲法21条1項の表現の自由との関係で、過度に広範な規制とならないよう、限定的に解釈する必要があるのではないかと当組合は考えますが、この点について貴学はどう考えますか。

2. 貴学ホームページ上の「メディア対応（広報関連ガイド）」について

上記「1」と同様の事情から、当組合は「メディア対応（広報関連ガイド）」（以下、「メディア対応ガイド」と言います。）についても、ガイドラインと同じく、批判的言論を封殺・萎縮させ現学長・大学当局への抵抗をくじこうとする目的で用いられる可能性があるのではないかと危惧しております。よって、メディア対応ガイドについて、以下の点について回答するよう、貴学に要求します。

(1) 「筑波大学の学長選考を考える会」による、または竹谷・吉原両組合員個人によるマスメディア等からの取材、インタビュー、寄稿、等の対応をもって「メディア対応ガイド上、問題がある」とされることがないことの確認を求めます。

(2) 関連して、以下の質問等に回答することを求めます。

メディア対応ガイドには、「取材依頼等を受けた場合」として、「報道機関（新聞社、放送局、出版社、配信局等）から取材（事実関係の確認取材や協力依頼含む）、番組出演依頼などを受けた場合は、依頼内容、機関名、担当者の氏名・連絡先および本件対応の可否を担当窓口へお知らせください。また、紙面掲載日、放送日時、出版日時、配信日時等がわかりましたら、併せてお知らせください。」という記載があります。

ア この記載の名宛人（対象者）は誰でしょうか。

イ この記載は、名宛人（対象者）に対する依頼（お願い）であり、何らかの義務を課すものではないと理解してよろしいでしょうか。

ウ この記載が名宛人（対象者）に対して、何らかの義務を課すものであるとすると、その根拠は何でしょうか。

エ この記載が名宛人（対象者）に対して、何らかの義務を課すものであるとすると、憲法21条1項の表現の自由との関係が問題になりますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

以上

令和3年7月5日

日本労働評議会

茨城県本部委員長 工藤 貴史 殿

国立大学法人筑波大学

副学長・理事（総務人事担当）

加藤 和彦

（公印省略）

令和3年6月24日付け団体交渉申入書について（回答）

令和3年6月24日付けで連絡がありました事項につきまして、下記のとおり回答します。

記

貴組合から中入れのありました団体交渉の日程につきまして、ご提示いただいた日程では都合が付きません。下記の日程であれば対応することが可能ですので、令和3年7月12日（月）までに書面にてご連絡くださるようお願いいたします。

- ① 7月27日（火）17時30分から19時30分
- ② 7月29日（木）17時30分から19時30分
- ③ 7月30日（金）17時30分から19時30分

なお、場所は本学本部アネックス棟会議室1を予定しております。準備の関係上、当日の出席者についてもお知らせください。

※ 郵送またはFAX（029-853-3979）にてご連絡をお願いします。

以上

令和3年7月27日

日本労働評議会
茨城県本部委員長 工藤 貴史 殿

国立大学法人筑波大学長

永田 恭介

(公印省略)

令和3年6月24日付け団体交渉申入について (回答)

本件について、7月30日(金)に団体交渉を実施したいとの回答をいただきましたが、「団体交渉申入書」等の内容を精査しましたところ、以下の理由により義務的団交事項にはなじまないと判断いたしました。ついては、申し入れのあった団体交渉についてはお受けいたしかねますので、ご連絡いたします。

1 労働協約締結の提案

労働協約については締結義務はありません。また、不必要な労働協約は締結いたしません。

2 「要求書」として主張されている内容について

労働条件に係わるものではないので、回答する義務はありません。

なお、筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドラインについては本学の構成員に対し、道徳や倫理観を示したものであり、学内運営に係る規定について、学外の団体に説明する義務はありません。

以上

抗議及び再度の団体交渉申入れについて

2021年7月29日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会
委員長 長谷川 清輝
同 茨城県本部委員長 工藤 貴史



貴学による本年7月27日付「令和3年6月24日付け団体交渉申入について（回答）」に対し、嚴重に抗議するとともに、再度の団交申入れを行います。本年8月2日までに、本文書に対し回答をすることを求めます。

7月27日付回答において、貴学は「労働協約については締結義務はありません」「（要求書にて主張されている内容は）労働条件に係わるものではないので、回答する義務はありません」「学内運営に係る規定について、学外の団体に説明する義務はありません」などといった理由を挙げて「義務的団交事項にはなじまない」と述べています。しかし、以下に述べるとおり、これらはいずれも労組法7条2号にいう「正当な理由」に当たらず、貴学による土壇場での団体交渉応諾の撤回は、団体交渉拒否として不当労働行為に該当します。

第一に、本年6月24日付「労働組合活動への申入れ」及び「団交申入書」により、当組合が、労使間のルールに関する労働協約の締結及びそれを団体交渉の議題とすべきことを申し入れていることは明らかであり、したがってこの点は義務的団交事項に当たります。これに対し「締結義務がない」などというのは全く見当はずれであり、団交拒否を正当化する理由にはなりません。

第二に、本年6月24日付「要求書」における「筑波大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」及び「メディア対応（広報関連ガイド）」に関する質問は、人事上の不利益取り扱いや、憲法で保障された重要な人権である組合員の表現の自由に対する制約（学問の府として、社会から求められる役割の本質的な部分を言論・表現が占める大学にとって、この点は殊に重大性を持っていま

す。)を問題にしています。したがってこれらへの回答を求める要求は、労働条件その他の待遇に関する要求に当たることは明白であって、義務的団交事項に該当します。要求書にて主張されている内容が労働条件に関わらないというのは誤りであり、論外の暴論です。

第三に、貴学は「学外の団体」と言いますが、当組合は貴学に雇用された労働者である竹谷・吉原両組合員が当組合に加入していることを明らかにして団体交渉の申入れを行っているのですから、当組合が学内者のみで構成されるか否かには関わりなく、貴学は団体交渉に応じ、かつその場において要求書の質問に誠実に回答する義務があります。「学内運営に係る規定」だからとか「学外の団体」だからなどというのは、貴学に雇用された労働者の加入する労働組合との団体交渉とそこにおける誠実な説明を拒否する正当な理由になりません。

以上述べたように、貴学による団交拒否は正当理由がなく、不当労働行為（労組法7条2号）に当たりますので、厳重に抗議します。直ちにこれを撤回し、早急に当組合との団体交渉の日程の再設定を行うよう、求めます。

以上

令和3年8月3日

日本労働評議会

茨城県本部委員長 工藤 貴史 殿

国立大学法人筑波大学長

永田 恭介

(公印省略)

令和3年7月29日付「抗議及び再度の団体交渉申入れについて」について (回答)

本件に係る本学の対応については、令和3年7月27日付で回答したとおりです。

以上

再々度の団体交渉申入れについて

2021年9月7日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝
同 茨城県本部委員長 工藤 貴史
同 筑波大学分会 竹谷 悦子
吉原 ゆかり



貴学による本年8月3日付「令和3年7月29日付「抗議及び再度の団体交渉申入れについて」について（回答）」は、当組合が、貴学による前回の回答（同年7月27日付）は全く筋の通らないものであることを指摘したうえで再回答を促したにもかかわらず、たった一行、「本件に係る本学の対応については、令和3年7月27日付で回答したとおりです。」とのみ回答するものでした。

貴学がこのように官僚的かつ尊大きわまりない、学問の府にふさわしくない対応を重ねていることにつき、当組合として遺憾の意を表明するとともに、前回指摘のとおりこれは正当な理由のない団体交渉拒否として不当労働行為に当たりますので、重ねて抗議及びこれらの撤回を求めます。

また、別紙のとおり要求事項を加えたうえ、下記の日時場所において団体交渉を行うよう、再々度の団交申入れを行います。本年9月10日（金）までに、本文書に対しファックス（03-6908-9194）にて回答してください。

記

- 一、日時 2021年9月15日
- 一、場所 貴学の会議室を希望します。
- 一、議題 本年6月24日付「団交申入書」及び本申入書別紙にて記載した事項

以上

【別紙】

要求事項について

1. 学長任期上限撤廃を定めた法人規則の件について

竹谷悦子組合員及び吉原ゆかり組合員が共同代表を務める「筑波大学の学長選考を考える会」（以下、「考える会」という。）は、学長任期上限撤廃を定めた「国立大学法人筑波大学の学長の任期に関する規則」（法人規則第44号・改正令和2年法人規則第10号、以下、「改正学長任期規則」という。）の制定は、法人規則違反ではないのかと貴学に対し疑義を質しました（「学長の通算任期および再任回数の上限の撤廃に関わる永田恭介氏への公開質問状」（本年5月10日付））。これ以降のやり取り（貴学による本年5月27日付回答、考える会による本年6月14日付「『回答（学長任期について）』に対する再質問」、貴学による本年7月20日付回答）における貴学の見解は、以下のようなものでした。

法人規則上、制定権者である学長が、法人規則を定め、又は改廃しようとするときは、「役員会の議」及び「運営会議の議」を経なければならない（法人規則第1号第12条第1項、及び同第32条第4項）にもかかわらず、これが行われていない点（「考える会」5月10日付「公開質問状」）について、貴学は、5月27日付回答において、法人規則上必要な手続きを「省略」し、「総務担当理事までの決済で処理」した、このことは「法人規則等の制定改廃手続きについて」（2006年4月27日役員会決定）により「可能とされている」と述べました。そしてこの回答に対する「考える会」のさらなる疑義（6月14日付「再質問」）に対し、貴学は、「『学長の任期を定める』権能は、学長選考会議が有して」いることを理由に、「役員会決定に基づき省略したことは、何ら瑕疵はない」等と述べています（貴学7月20日付回答）。

しかし第一に、法人規則で決まっていることを、役員会決定で勝手に省略できるはずがありません。そのようなルールを作るなら、役員会決定ではなく、法人規則の改正によってすべきです。法律でもって、憲法を変えることができないのと同じことです。したがって、そもそもこの役員会決定「法人規則等の制定改廃手続きについて」は、法人規則違反として無効です。

この点をひとまず措くとしても、第二に、改正学長任期規則の制定は、この役員会決定に基づいて手続きを省略できる場合には当たりません。なぜなら、役員会決定が、手続きの省略ができるとしているのは、「事務的な」規則等の制定、改正又は廃止手続きについてと限定されているところ、この法人規則改定は学長の通算任期及び再任回数の上限撤廃という大学の根幹に関わる重大

事項であって、到底「事務的な」規則とは言えないからです。

第三に、「法人規則等の制定改廃手続きについて」は、役員会の議を省略するときには、「総務担当理事」と当該業務担当理事の「協議」により、「両理事等の決裁」をすることとしており、したがって総務担当理事が単独で決済することは許されないのに、貴学は今回これに反して稲垣総務担当理事が単独で改正学長任期規則の制定を決済しています。

このように、貴学は二重、三重にもルール違反をしています。

さらに付け加えれば、貴学は「実務上、学長選考会議が決定した内容について、その他の合議体が決定を覆すことは国立大学法人法の趣旨を鑑み、考えにくい」とも言っています（貴学7月20日付回答）が、学長選考会議で決めたことを他の会議で覆すわけがないとしてこれを省略するという考え方自体が、非民主的で独裁的な考えであり、法的にも許されないことです。

2. 留学生数水増し問題について

留学生数水増し問題については、THE世界大学ランキングが公表した調査結果についてのステートメントにおいて、貴学が、世界大学ランキングにおいて、どの外国人を外国人学生として含めるべきかについての勧告を受けたことが明らかになっています。つまり貴学は、THEの定義に反して、単位を修得していない外国人を外国人学生に含めることにより、世界大学ランキングにおいて水増しを行っていたこととなります。また、池田潤副学長（発言当時は学長補佐室長）の発言（録音あり）によれば、貴学では同様の方法による水増しが2010年から行われていたということでした。

以下の指定国立大学申請書類上の記載は、「THE世界大学ランキング2020」上の当該水増しデータを根拠としていることが明らかになっており（大学配布の定例記者会見（2021年2月18日）説明資料、文科省の説明、池田副学長提示の説明資料）、したがって、いずれも虚偽の記載ということになります。また、そもそも「THE世界大学ランキング2020」のデータの対象年度は2017年以内に終了する年度とされています。貴学のデータは2018年度のものでされているのですからこの点においても誤りがあり、また、下記③の「国際ベンチマーク（2018年）」との記載は不適切です。

- ① 指定国立大学申請書類ヒアリング用資料（パワーポイント）上における2018年度の「3, 537」という数字
- ② 指定国立大学申請書類ヒアリング用資料（パワーポイント）上の「留学生数の増加」における「3, 700」という数字
- ③ 指定国立大学申請書類「構想調書」上における「国際ベンチマーク（2018年）」上の「外国人学生数（割合） UCSD 7, 723人（23%）」

ALUF 4, 939人(23%) 筑波大学3, 537人(21%)」という記載

3. 要求

以上「1」及び「2」で述べるところに基づき、当組合は、貴学に対し、以下の通り要求します。

(1) 永田学長及び稲垣学長特別補佐の即時解任

永田学長は、第一に法人規則に違反する「改正学長任期規則」制定に基づき不当に選任されたものであり、その地位に法的正当性はありません。また第二に、貴学の包括的な最終責任者として、指定国立大学申請書類の「留学生数」の虚偽記載及び、2010年から続くTHE世界大学ランキング「外国人学生数」水増し問題を正すことなく継続的に行ってきたことにより混乱を引き起こし、学問の府としての筑波大学の信用を毀損した責任をとるべきです。よって、当組合は、永田氏の即時解任を要求します。

また同時に、「改正学長任期規則」制定手続きにあたり、重大な法人規則違反を行い、貴学の学長選考に混乱をもたらした稲垣総務担当理事(現学長特別補佐)の即時解任を要求します。

(2) 留学生数水増し問題についての公表および謝罪

指定国立大学申請書類の「留学生数」の虚偽記載及び、THE世界大学ランキング「外国人学生数」水増し問題について、社会的に公表し謝罪することを要求します。

(3) 指定国立大学申請書類上の虚偽記載の文科省への報告等

指定国立大学申請書類上の虚偽記載につき、文科省に報告し、また訂正することを要求します。

なお、上記「1」の点は、大学の代表者が誰であるかは労使関係の運営に関する事項として極めて重要な事項であることから、また「2」の点は、大学が留学生数に関して不正をしていることにより大学の信用が失われれば、大学の経営や教員の教育活動、ひいては労働者の労働条件その他の経済的地位に著しい影響を与えることから、いずれも義務的団交事項に当たります。よって当然、これらに基づく「3」における諸要求も、義務的団交事項に当たります。

以上

令和3年9月13日

日本労働評議会

茨城県本部委員長 工藤 貴史 殿

国立大学法人筑波大学長

永田 恭介

(公印省略)

令和3年9月7日付「再々度の団体交渉申し入れについて」について (回答)

本件について、「要求事項について」として主張されている内容について、慎重に精査いたしましたが、義務的団交事項の対象となる労働者の労働条件等に該当するものではないと判断いたしました。

よって、団体交渉にはなじまない事項でありますので、申し入れのあった団体交渉についてはお受けいたしかねます。

以上